

## 第2回：「サラ金の利息は支払わないといけないか」

～契約とは何か～

2005.06.18. 佐藤 敬二

### はじめに

#### 1) 前回のまとめ

1. 講義の構成：紛争処理制度、民事、行政、刑事
2. 紛争処理制度：実力行使、私的仲裁機構、行政機関、司法裁判所

\* 提出されたレポートより

自主的解決の重要性、裁判制度の限界

#### 2) 本日の講義予定：民事

\* 本日の講義テーマ：サラ金の利息は支払わないといけないのか

講義の流れ

消費者金融の利息・裁判の状況

利息支払義務はない、一方で任意支払いは有効

有効とした上で、裁判所による被害者救済と、法律による業者保護の争い

そもそもなぜ有効なのか：契約（約束）とは何か

### 1. 事例から



Q1

「消費者金融」で知っている会社にはどのようなものがありますか。  
皆さんがその会社を知ったのは、何を通じてですか。

1) 種類  
[資料 1]

「消費者金融」とキャッシング

日本弁護士連合会は、消費者金融のCM規制を求めている



Q2

どのような形の「借金」があるでしょうか。  
思いつくものを挙げてください。

2) 借金

クレジットカードの利用も「借金」の一種

銀行からの借金と、消費者金融からの借金やクレジットの違い



Q3

50万円を借り、30%の利率であった場合に、  
「元本」と「利息」はいくらになりますか。

3) 元本  
と利息

実際の利率

[資料 1]



Q4

どのような理由（原因）で、裁判が起きていると思いますか。

4) 訴訟  
[資料 2]

## 2. 消費者金融の利息をめぐる法制度

### 1) 概観

消費者金融は、貸金業規制法上で刑罰が科せられる上限利率よりは低いが、利息制限法上の上限利率を越えた利息（いわゆる「グレーゾーン」）の支払いを求めている

利息制限法上の上限利率を越えた利息の支払い義務はないが、お金を借りた人は、法律を知らないため、実際には支払ってしまっている。

契約法の大原則より、法規定は任意規定であるから、当事者の任意の支払いは有効であるし、利息制限法上に有効である旨の明文規定もある。他方で、お金を借りた人を保護することが必要である。

法教育  
が必要

任意  
規定

利率 29.2%(貸金業規制法の上限)	50万円の借金なら、利息 14万6千円
グレーゾーン	5万6千円の支払い義務はない しかし、支払ってしまえば有効
利率 15~20%(利息制限法の上限)	50万円の借金なら、利息 9万円

### 2) 利息制限法 (1877年 1954年)

1. 上限利率：15%~20% (借りた金額に応じて)

任意支払いの場合には返還請求できない

2. 最高裁判決

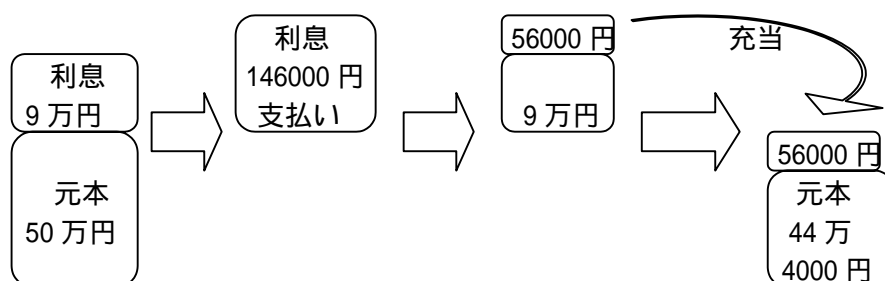
昭 39.11.18. 超過部分は無効であるので債務不存在、元本充当肯定

昭 43.11.13. 元本完済なら債務不存在を知らずに支払った金額返還

昭 44.11.25. 一括支払いでも、超過部分は返還請求できる

サラ金が社会問題化していた中で、借りた人の保護の役割を果たした

利息  
制限法



### 3. 問題点

20%は諸外国と比べても高利、罰則規定がない

### 3) 貸金業規制法 (1982年) \* 「業者保護法」と批判される

1. 上限利率：29.2% (2000年以前は 40.004%) 刑罰

2. みなし弁済規定：利息制限法の規定にかかわらず有効な弁済とみなす上の最高裁判所の解釈を否定

3. 要件： 任意の支払い、 書面交付の契約による支払い、 受取証書

貸金業  
規制法

必要  
条件

### 4) 最高裁判決

平 2.1.22. 「任意の支払い」には制限超過を認識している必要はない

平 16.2.21. 書面に不備があれば過払い分の返還請求ができる

平 16.7.10. 受取証書の発行が遅れれば返還請求できる

\* 新たな法律規定のもとで、要件 の成立は緩やかに認めるが、

・ について厳格に判断することで、骨抜きにしようとしている。

最高裁  
要件  
要件  
要件  
資料 3]

### 3. 契約（約束）はなぜ守られなければならないか

Q5

なぜ、支払ってしまえば有効とされるのでしょうか。

「契約」： 約束、文書にする必要はない

私的自治の原則

近代社会を構成する基本原則

人格の独立、 所有権絶対、 契約自由、 過失責任主義

Q6

何か助ける手だてはないでしょうか。

未成年者

錯誤・詐欺・強迫・公序良俗違反

ただし、極端な場合のみ。理由：取引の安全を保護するため

強行法規

約束を守らなければならないのは、倫理的な意味からだけではない。取引の安全を保護し、現在の社会を維持するために必要だからである。したがって、国や裁判所が約束を守ることを強制しているのである。また、約束内容を公正なものにする規制の根拠でもある。

### レポート作成

テーマ：「本日の講義で学んだこと」

- 1.用紙 : 試験の解答用紙（裏面も使用してかまわない）
- 2.作成時間 : 20分
- 3.提出先 : 佐藤

### 《担当者自己紹介》

氏名：佐藤 敬二（さとう けいじ）

専門：社会法（労働法・社会保障法）

連絡先：satokei@law.ritsumei.ac.jp

WebPage URL : <http://www.ritsumei.ac.jp/~satokei/>